

2025 年 6 月 2 日
対日直接投資推進会議決定

1. 基本的な考え方

対日直接投資は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等を呼び込み、イノベーションを創出する「内なる国際化」を通じて、日本経済の持続的成長に寄与する。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」¹において、2030 年に対日直接投資残高を 100 兆円とする目標を早期に達成することとした上で、2024 年5月にとりまとめた「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」²（以下、「優先プログラム」という。）に基づき、関係府省庁が一体となって、各般にわたる施策を推進してきている。

こうした中、2024 年末時点の対日直接投資残高は 53.3 兆円となり、2014 年末の 23.7 兆円から 10 年間で2倍以上に増加している。この増加の動きを加速するため、関係府省庁の副大臣で構成する「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」³（以下、「タスクフォース」という。）では、2025 年4月から、有識者を交え、優先プログラムに記載された各施策のフォローアップを行いながら、現行の目標の在り方、地方創生にも資する大規模投資の誘致施策など、施策の充実・強化の方向性について、精力的な議論を行ってきた。

本プログラムは、タスクフォースでの議論に加え、内閣府が中心になって行った 60 機関（外国企業、各国・地域の在京大使館・商工会議所、地方自治体、民間金融機関等）に対するヒアリングの結果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき事項とその具体的な政策対応について、包括的に整理を行ったものである。

人口減少に直面する我が国において、成長型経済への移行を確実なものとするためには、海外活力を積極的に取り込むことが必要不可欠である。また、現下の世界経済の不確実性の急速な高まりを踏まえると、それには、安全保障を確保しつつ、相当のスピード感をもって臨まなければならない。

¹ 2023 年6月 16 日閣議決定。

² 2024 年5月 13 日対日直接投資推進会議決定。

³ 内閣府副大臣（経済財政政策）が主宰。構成員は、新しい地方経済・生活環境創生を担当する内閣府副大臣、地方創生を担当する内閣府副大臣、規制改革を担当する内閣府副大臣、総務副大臣、外務副大臣及び経済産業副大臣。

このため、成長戦略の一環として、従前以上に強力に対日直接投資の拡大に取り組むこととし、現行の数値目標を上方修正する。具体的には、対日直接投資残高について、2030 年に 120 兆円、2030 年代前半のできるだけ早期に 150 兆円とすることを目指す。

対日直接投資の拡大に「即効薬・特効薬」はなく、特定の課題を解決すれば、直ちに結果が出るものではない。外国企業等の関係者のニーズを踏まえ、関係府省庁が一体となって、関連施策を総動員し、粘り強く取り組んでいくことが重要である。本プログラムに記載した各施策については、可能な限り、KPI と具体的な工程を定めた上で、対日直接投資の推移や各施策の進捗状況のフォローアップを行いながら、それらの不断の改善・深化に努めていく。

2. 具体的な取組(5本柱・32 施策)

タスクフォースでは、優先プログラムに位置づけられた課題に加え、新たに抽出した課題について、(1)新規投資・二次投資の促進、(2)投資環境の整備、(3)ビジネス環境・生活環境の整備、(4)対日直接投資ビジネスを支えるアジア等の高度人材の確保及び(5)広報・プロモーション活動の強化の5本柱で整理した。これらを踏まえ、以下のとおり、諸施策に取り組むこととする。

(1)新規投資・二次投資の促進

地域への波及効果が大きい工場等を誘致し、関連する産業・企業を集積させるため、投資の予見性を高めつつ、設備投資や周辺インフラの整備に対する支援等を行う。その際、地方自治体を含めた官民一体での誘致活動を行うとともに、従来個別に対応してきたソフト・ハードの支援を一体的に講ずるなど、ビジネスのスピードに的確に対応することに留意する。

① 戦略分野における設備投資の支援

今後、内外における市場拡大が見込まれ、かつ、対日直接投資残高の主要分野への貢献が期待される戦略分野(GX、DX、ライフサイエンス等)において、外国企業にも、以下の施策を適用する。

(GX)

- ・ GX経済移行債を活用した支援⁴【経済産業省】
- ・ 浮体式洋上風力の産業競争力強化に向けた戦略の策定【経済産業省】

(DX)

- ・ AI・半導体産業基盤強化フレームの活用【経済産業省】
- ・ 半導体分野における外国企業への重点進出支援【経済産業省】

⁴ 予算措置やファイナンス支援を含む。

- ・ データセンターや海底ケーブルの整備【総務省】
- ・ 次世代情報通信基盤(Beyond 5G)基金の活用【総務省】

(ライフサイエンス)

- ・ バイオ後続品の製造施設の整備【厚生労働省】
- ・ CDMO(受託開発製造事業者)による国内製造施設の整備【経済産業省】
- ・ 創薬エコシステム構築に向けた海外創薬ベンチャー企業の誘致及び国内開発の促進【厚生労働省、経済産業省】

② 地方自治体が行うハード・ソフト両面の取組に対する支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金について、推奨すべき取組として、外国企業の受入れ環境の整備に係るハード又はソフト両面での支援を明確化し、地方自治体による同交付金の活用を通じた対日直接投資の誘致を後押しすることを検討する。【内閣官房】

③ 産業用地の確保

・ 産業用地の需要の高まり、工場等の立地が地域にもたらす経済効果を踏まえ、地方自治体が行う半導体や蓄電池を始めとする戦略分野等に係る産業団地内の緑地・調整池を含む関連インフラの整備を支援する。【国土交通省】

・ 一般財団法人日本立地センターにおいて、2025 年6月を目途に、工場立地法に基づく工場適地調査の結果を活用した地方自治体と企業とのマッチング支援を新たに開始する。GX・DX も踏まえた産業インフラ、地方自治体又は官民連携による産業用地整備への支援を強化するため、必要な法改正を含めた検討を行う。【経済産業省】

・ 土壌汚染に伴う健康リスクに応じ、必要かつ合理的な管理を図る観点から、GX等に向けた土地の円滑な利活用にも資する土壌汚染対策制度の在り方を検討する。【環境省】

・ 所有者不明土地の利用の円滑化に向け、長期相続登記等未了土地解消事業⁵に関し、国や地方公共団体の補助金、助成金等を受けて内外の民間事業者が実施する一定の事業⁶についても、公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、その対象となり得ることを明確化することについて、2025 年夏頃までに、必要な対応を検討する。【内閣府、法務省】

⁵ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)第 44 条に規定されるもの。

⁶ 半導体その他の国又は地方公共団体等が支援を行う工場の建設、拡張等。

④ 外国企業を呼び込む制度の活用・整備

・ 外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生に取り組もうとする地方自治体に関し、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革、ファイナンス面での支援（金融機関からの借入に係る利子補給、設備投資に係る特別償却や税額控除、新しい地方経済・生活環境創生交付金といった制度の活用等）を一体的に講ずることについて、速やかに検討を行う。

【内閣府】

・ 「ワット・ビット連携官民懇談会」⁷及び「GX産業立地ワーキンググループ」⁸における議論・検討を踏まえ、上記と連携し、GX・DXの産業立地・企業誘致に必要な支援と制度的措置の検討を行う。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】

⑤-1 国・地方・民間の連携による新たな誘致体制の構築

外国企業の投資計画を確実な投資につなげるため、投資誘致体制を整備する。内閣府が主宰し、外務省、経済産業省を始めとした関連省庁等が参画する常設の「対日直接投資誘致コンソーシアム」を設置する。その上で、海外からの個別の誘致案件ごとに関係者を限定した作業部会を随時設置し、進出企業や地方自治体が抱える課題に関する問い合わせへの回答、支援の提案・提供等を行う。個別の案件を取り扱う中で確認された制度的な課題については、関係府省庁が連携し、当該課題の解決に向けた検討を行う。これらの活動を通じて、既に我が国に投資している外国企業の定着・二次投資にもつなげる。【内閣府、関連省庁】

⑤-2 JETRO の誘致体制の強化

JETRO にて、人員増強を含めた戦略的な誘致を推進するための新たな体制を設ける。我が国経済の成長への寄与が大きく、積極的に誘致することが期待される外国企業や VC を含む投資家にターゲットを定め、プッシュ型で、日本への進出提案や進出後にビジネスパートナーとなり得る国内企業の紹介等を行う。【経済産業省】

(2) 投資環境の整備

スタートアップを含む外国企業の呼び込みと合わせ、それらと我が国の商習慣への理解が深い国内のビジネスパートナーとの協業・連携を促すほか、外国企業・投資家のニーズが大きい法制度及び会計・税制の見直しについて、検討を行う。

⁷ 今後のデータセンターの整備を見据え、効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の連携（ワット・ビット連携）に向け、官民の関係者における連携・協調の場として、総務省及び経済産業省が開催する懇談会。

⁸ 2025 年2月に策定された「GX2040ビジョン」に記載されたGX産業立地政策の具現化に向け、脱炭素電力が豊富な地域への投資の呼び込み、GX型新規産業の創出等の検討を進めるために、内閣官房が開催するワーキンググループ。

① 外国企業・投資家と連携するスタートアップ・エコシステムの構築

・ スタートアップ・エコシステムのグローバル化に向け、現在、8拠点選定されているスタートアップ・エコシステム拠点都市⁹について、2025 年夏頃までに、新たな第二期拠点都市の選定を行う。グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム等のスタートアップ支援を通じて、海外からの投資誘致や外国のスタートアップとのネットワーク強化に取り組む。【内閣府】

・ 我が国において、外国投資家によるスタートアップ投資を増加させるため、世界 30 都市に設置された JETRO のスタートアップ向け相談窓口「グローバル・アクセラレーション・ハブ」において、起業家に対するメンタリング等の支援を行うとともに、2025 年度には、我が国の起業家を世界 10 か国程度へ派遣し、外国からの資金調達等につなげる。【経済産業省】

② 外国 LP(有限責任組合員)からの投資を促す施策の在り方の検討

外国投資家の外国組合員特例税制¹⁰について、海外 LP(Limited Partner:有限責任組合員)から国内 GP(General Partner:無限責任組合員)への投資を促す上での税制の在り方等について、政策ニーズや課題も踏まえつつ、検討を行う。【経済産業省】

③ 外国企業と国内企業とのマッチング・協業の支援

・ 外国企業と国内企業とのマッチング・協業の支援として、2024 年度には、JETRO が 28 件の協業・連携案件を組成した。2025 年度以降においても、J-Bridge¹¹の取組を通じて、内外の企業同士の協業・連携を支援するとともに、JETRO と海外研究支援機関等との連携を強化¹²し、内外の地域エコシステム関係者(大学、研究機関等)同士の協業・連携を支援することによって、2026 年度末までに合計 40 件程度の協業・連携を成立させることを目指す。【経済産業省】

・ 外国からの出資の呼び込みや外国企業と国内企業との協業を促進するため、2024 年度には、経済産業省において、「外国企業と日本企業の協業連携事例集」を作成した。2025 年6月を目途に、日本企業が外国投資家からの出資の受入れを経営手段の一つとして検討する際に参考となるガイドブックを作成するとともに、年度内に7回程度、それらの周知広報のためのセミナー等を開催し、その中で、更なる課題の抽出を行う。【経済産業省】

⁹ 内閣府、文部科学省、経済産業省において 2020 年に選定。各拠点都市のスタートアップに対しては、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援を実施することで、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点の形成を目指す。

¹⁰ 投資組合契約を締結している組合員である非居住者又は外国法人について、投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行う者が有する一定の恒久的施設帰属所得について所得税を課さない特例。

¹¹ Japan Innovation Bridge の通称。経済産業省と JETRO が立ち上げた、スタートアップを含む日本企業と外国企業との協業・連携を促進するためのビジネスプラットフォーム。会員企業に対して、有望外国企業等の情報提供に加え、個別の面談サポートから案件形成までのハンズオン支援が行われる。

¹² 2024 年9月に JETRO と米国半導体研究開発支援機関 NY CREATES で包括連携の覚書を締結。

④ 企業と株主（投資家）との対話促進を始めとする会社法改正の検討

外国企業・投資家からニーズのある、バーチャルオンリー株主総会を始めとする株主総会の在り方、従業員等に対する株式の無償交付を始めとする株式の発行の在り方等を含め、会社法の改正について、検討を行う。【内閣府、法務省】

⑤ 外国投資家が投資しやすい環境としての会計基準の整備及び開示の充実

・ 投資家による VC ファンドのパフォーマンス評価の国際標準への対応

企業会計基準委員会は、2025 年3月、企業が保有する組合等への出資持分（うち、組合等の構成資産に含まれる非上場株式）について、時価評価を可能とすること等を内容とする改正「金融商品会計に関する実務指針」を公表した¹³。2025 年度には、その改正内容に関する解説文の複数の公表物への掲載を通じ、企業に対し、同委員会による周知活動を実施する。【金融庁】

・ 経営上重要視する指標の開示の推進

金融庁は、2024 年 11 月に、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表した後、テーマごとに、都度更新を実施した。2025 年3月には、経営上重要視する指標の開示事例（EBITDA¹⁴の実績を定量的に記載）を公表した。2025 年度には、開示の充実を促すため、業界団体、監査法人等が開催する同事例集を用いたセミナー等を通じて、企業等に対し、周知活動を5回程度実施する。【金融庁】

(3) ビジネス環境・生活環境の整備

我が国に進出する外国企業からは、法人設立や事業許可申請に係る行政手続きや従業員及びその家族の生活環境について、改善することが求められている。外国企業が複数国の間で投資先を検討する場合、そうした要素が最終判断に影響を与える可能性があることを踏まえ、外国企業・高度外国人材を念頭に置いたビジネス環境・生活環境の整備を進める。

① 法人設立手続きの英語化・ワンストップ化

「金融・資産運用特区」¹⁵では、地方自治体が開設したワンストップセンターにおいて、当該地方自治体の通訳者のサポートの下、法人設立時の商業登記・定款認証や健康保険等に係る届出の際の英語対応が行われている。2025 年度には、地方自治体がワンストップセンターを設置し通訳者を配置することを前提として、「金融・資産運用特区」以外の地方自治体や事業者を含

¹³ 2026 年4月以降に開始する年度から適用（2025 年4月以降に開始する年度から早期適用可能）。

¹⁴ 利払い前・税引き前・減価償却前利益。

¹⁵ 北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市及び福岡県・福岡市。

め、夏頃までに幅広くニーズを公募し、実施する地方自治体を拡大することについて、速やかに検討を行う。【内閣府、法務省、厚生労働省】

② 銀行口座開設手続きの迅速化・円滑化

「金融・資産運用特区」では、地方自治体が開設したワンストップセンターにおいて、福岡市の口座開設申請を行う外国人に対する伴走支援の取組事例をベースとして構築した枠組みの下、その運用が行われている。2025 年度には、4地域の運用状況を検証するとともに、地方自治体や事業者のニーズ調査を実施する。検証で明らかになった課題やニーズ調査の結果を踏まえ、実施する地方自治体を拡大することについて、速やかに検討を行う。【金融庁】

③ 日本法令の英語訳の推進

外国企業・投資家が要望する分野を中心に、日本法令の英訳を迅速化する。AI による翻訳システムを活用することによって、これまで2年半以上を要していた法令公布から英訳公開までの所要日数について、2025 年3月に開催された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」以降に公布された重点的に翻訳すべき分野¹⁶の全ての法令を対象として、1年以内とすることを目指す。【法務省】

④ 高度外国人材の子弟の教育環境の整備

高度外国人材を含む外国人の子弟にとって魅力的な教育環境を整備するため、2025 年度には、地方自治体、学校¹⁷、インターナショナルスクールにおける外国人の子弟の受入れに効果的な教育プログラムを開発・実証し、その結果を踏まえ、2026 年度末までに、全国の地方自治体、学校、インターナショナルスクールへ横展開が可能なモデル¹⁸の創出を目指す。【文部科学省】

⑤ 医療機関における多言語対応

高度外国人材が我が国で安心して生活できる医療環境の構築に向けて、外国人患者の対応を行う医療機関による電話医療通訳の利用、拠点的な医療機関における医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置等を支援し、2025 年4月時点で、全国の 949 か所において、多言語での対応を可能としている。これについて、2025 年度末までに 1,000 か所以上とすることを目指す。【厚生労働省】

¹⁶ 対日直接投資に関わる分野(外国為替及び外国貿易法(外為法)、経済安全保障関連法令)のほか、知的財産分野、民事分野の基本法に関する分野、我が国に居住する外国人に関わる分野。それらの分野を含め、2025 年3月に策定された「翻訳整備計画」に掲載されている英訳対象法令は合計で 234 本。

¹⁷ 本事業では、小学校・中学校・高等学校段階を想定。

¹⁸ 教材やマニュアル作成等を想定。

⑥ 高度外国人材による住宅確保の円滑化

高度外国人材の住居確保に係る課題の解消に向け、JETRO のホームページにおいて、外国人との取引に慣れた不動産業者等の情報を充実するとともに、外国企業や高度外国人材への周知広報を行う。多言語対応を行う賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルである「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」¹⁹や外国人向けの「部屋探しのガイドブック」²⁰等について、不動産関係団体と協力し、2025 年度後半に、関係事業者への研修会等を通じた周知広報を行う。【経済産業省、国土交通省】

(4)対日直接投資ビジネスを支えるアジア等の高度外国人材の確保

外国企業が日本国内でのビジネスを展開する際に必要となる人材確保を支援する。多言語に対応できる人材や IT 人材等が求められる中、特に外国企業からのニーズが大きい東南アジア、インド等からの高度外国人材を若年段階から継続的に確保することを目指す。

① 在留資格の見直しの検討

東南アジアやインドのトップ大学等の優秀な若手人材の確保に向け、2025 年3月から4月にかけて、企業(1万社以上)や在留外国人(1万人)に対し、高度外国人材の採用・定着に向けた支援ニーズとともに、現行の在留資格等に関わる Web アンケート調査を実施した。2025 年度には、これに加え、ヒアリング調査を実施し、夏頃を目途に、調査結果をとりまとめる。当該とりまとめ結果を踏まえ、高度外国人材確保に資する在留資格等の見直しやそれに伴う体制整備を含め、必要な措置について検討し、2025 年度中に結論を得る。【法務省、経済産業省】

② 東南アジア、インド等の優秀な留学生の受入拡大・就職支援

海外のリクルート拠点と在外公館等との連携を通じた留学生の誘致機能の強化、奨学金による支援、単位の相互認定など、質の保証を伴った大学間連携、留学生の国内就職支援等に取り組む。2025 年度には、特にインドとの大学間交流を拡大するため、新たにインドの大学との交流に取り組む大学を7件程度選定する。2033 年までに、外国人留学生の卒業後の国内就職率60%の目標を達成²¹できるよう、留学生就職促進教育プログラム認定制度²²について、大学や大学団体への周知活動を年 10 回程度実施する。東南アジア、インド等を重点地域として、外国人

¹⁹ 外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、2021 年6月に作成された賃貸人、仲介業者・管理会社の方のための実務対応マニュアル。

²⁰ 外国人が日本での部屋探しを支援するため、部屋の探し方、契約の手続き、入居後の注意点など、日本で部屋探しをして生活をする上で必要な基礎知識や役立つ情報を 14 か国語で作成したもの。

²¹ 教育未来創造会議第二次提言(2023 年4月)で掲げられている。

²² 大学が国内企業等との連携により策定した留学生向け教育プログラムのうち、一定の要件に適合するものについて、文部科学省が認定。認定された大学に所属する外国人留学生については、同省が実施する奨学金制度により、優先的に支援される。

留学生の受入数を 2030 年末までに 36.5 万人に拡大することを目指す²³。【文部科学省、外務省】

③ 世界的な研究者の呼び込み

優秀な留学生の受入拡大に向け、世界の卓越した研究者を日本に呼び込み、大学等の研究力を高めるとともに、留学生がそうした研究者から学べる環境を整える。WPI 拠点²⁴に世界的な研究者を呼び込む²⁵ため、2024 年度には、国内外の若手研究者 600～700 名程度を対象とした研究機関の選択等に係る調査を実施し(2024 年 11 月)、WPI 事業全体のプロモーションに係る課題を整理した(2025 年 3 月)。2025 年度には、「2030 年度までに、全ての拠点において、外国人研究者の割合を最低3割以上とする」との目標を達成できるよう、6 月の国際シンポジウムにおいて、WPI 特別セッションを開催するなど、外国の研究者に対するプロモーション活動を強化する。【文部科学省】

④ 地域における半導体等を始めとする重要分野の人材確保等に関する対応

地域における重要分野の人材確保等に向け、2024 年度においては、4 地域²⁶で、米国、台湾等の産業拠点との比較調査を実施した。2025 年度においては、当該結果を踏まえた各地域の取組に対し、ニーズに応じた支援を行うとともに、新たに3地域程度で、地域の特色を踏まえた効果的な地方自治体の誘致戦略策定及び対外プロモーション活動の取組を支援する。【経済産業省】

(5) 広報・プロモーション活動の強化

我が国経済の成長力や成長期待を高め、外国企業が日本に投資したいと考える環境を整備しながら、我が国が有望な投資先として認知・選択されるよう、関係府省庁、JETRO が地方自治体と緊密に連携し、内外において、外国企業・投資家、外国政府に対し、広範かつ積極的な広報・プロモーション活動を行う。

① マクロ経済動向、対日直接投資の支援その他の重点経済政策に関する周知広報

・ 2024 年度には、34 の在京大使館・機関に対し、経済対策に関する説明会を開催した。2025 年度以降は、60 の在京大使館・機関に対し、原則として毎月、経済対策に限らず、マクロ経済動向・先行き、対日直接投資の支援その他の政府の重点経済政策についても、丁寧な説明を行う。【内閣府】

²³ 外国人留学生の受入れ数(各年5月時点):2019 年 31.2 万人→2022 年 23.1 万人(コロナ発生後最低)→2024 年 33.7 万人。

²⁴ WPI(World Premier International Research Center Initiative、世界トップレベル研究拠点プログラム)を通じて、大学等を中心に形成された拠点。現在、国内に 18 拠点。

²⁵ 2030 年度までに、各拠点で外国人研究者の割合を最低3割以上とすることを目指すこととされている。

²⁶ 北海道、群馬県、広島県及び神戸市。

- ・ G7 在日商工会議所連携会議を、原則として四半期に一回開催し、施策ニーズを聴取する等の意見交換を行う。【経済産業省、内閣府】

② FDI タスクフォース²⁷設置 11 拠点における誘致活動

2024 年度には、FDI タスクフォースを設置する海外の拠点を5拠点から 11 拠点²⁸へと拡大した。2025 年度には、外国企業・投資家に対するプッシュ型の誘致活動を充実する観点から、2025 年8月を目途に、各 11 拠点の誘致活動の目標を設定する。高度外国人材の誘致を目的とする在外公館等と関係省庁との連携の在り方については、夏頃までに検討を行う。一連の誘致活動に当たって必要となる情報を改めて整理した上で、設置拠点に対し、上記①の内容を含めて、英語での情報提供を行う。外国企業の誘致に積極的に取り組む地方自治体の対外プロモーション活動についても、FDI タスクフォース拠点を中心として支援を行う。その際、FDI タスクフォースにおいて収集した情報、「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」を通じて把握された地域が抱える課題等についても、関係者間で随時に情報共有を行う。【内閣府、外務省、経済産業省】

③ 地域の戦略的な取組への支援

地方自治体、大学・研究機関、企業等の戦略的な取組に対する支援に関し、2024 年度には、「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」等を通じ、課題の抽出を行った。2025 年度においても、同会議を合計4回程度開催する。加えて、地域の特色を踏まえた地方自治体等による誘致戦略の策定及び対外プロモーション活動について、3地域程度の取組を支援する(再掲)とともに、外国企業の拠点設立に係る相談対応等に加え、我が国に進出した外国企業と地域企業・研究機関等とのネットワーク構築について、JETRO において、合計 1,000 件程度の支援を行う。【経済産業省】

3. 今後の対応

本プログラムについて、関係府省庁、在外公館、JETRO を通じ、外国企業・投資家、外国政府投資促進機関、在京大使館・商工会議所等に対し、周知広報を徹底する。

外国企業を含む関係者から、政府の制度・支援施策等に関するニーズのヒアリングを継続する。そのプロセスを通じて、新たな課題を抽出し、関連する制度・支援施策等の見直しを行い、本プログラムの見直し・充実、そして、対日直接投資の増加につなげる。

²⁷ 対日直接投資を促進するため、在外公館長及び JETRO 海外事務所長レベルでの連携による外国企業、外国政府機関高官等への働きかけや伴走支援を行うタスクフォース。

²⁸ ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ及びシドニーに加え、ロサンゼルス、トロント、シンガポール、アムステルダム、ニューデリー及びドバイを新規追加。

これらの取組によって、上記1の基本的考え方で掲げた数値目標(対日直接投資残高について、2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円)を達成することを目指す。